

新旧対照表

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）

新	旧
<p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置許可申請等</p> <p>(他所蔵置の許可の申請)</p> <p><u>1 - 1 他所蔵置の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）が、航空システムを使用して他所蔵置の許可の申請（以下この節において「他所蔵置許可申請」という。）をしようとする場合は、その許可を受けようとする貨物に係る A W B 番号及びその貨物を置こうとする場所（以下「他所蔵置場所」という。）等必要な事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>なお、当該貨物について、前章第 2 節 2 - 3（仮陸揚届の提出等）の規定により仮陸揚の届出を必要とする場合には、当該申請者に当該届出と一括して申請させることができる。</p> <p>(審査区分選定及び関係書類の提出等)</p> <p><u>1 - 2 前項の規定により他所蔵置許可申請が行われた場合には、次に掲げる審査区分の選定結果に応じ、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 簡易審査扱い（区分 1）となった場合</p> <p>当該申請が簡易審査扱いに選定されたときは、直ちに許可となり、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、</p>	<p>航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 貨物管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 他所蔵置貨物情報の登録</p> <p>(他所蔵置貨物情報の登録)</p> <p><u>1 - 1 航空システムに A W B 情報又は混載業者が発行する運送状(House Air Waybill。以下「H A W B」という。)の情報を登録済みの貨物（以下「貨物情報を有する貨物」という。）について、当該貨物を保税地域以外の場所に置くことの許可（以下「他所蔵置許可」という。）を受け、当該許可を受けた保税地域以外の場所（以下「他所蔵置場所」という。）に蔵置された貨物につき、航空システムを使用して輸出入申告等の税関手続を行おうとする場合の手続は、次による。</u></p> <p>なお、他所蔵置許可を受けた貨物に係る搬出入等の確認情報の登録は、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門において行うものとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 他所蔵置許可を受けようとする者が、当該申請を行おうとする場合は、「他所蔵置許可申請書（税関様式 C 第 3000 号）」を貨物を蔵置しようとする場所を管轄する税関官署の保税担当部門へ提出することにより行わせるものとする。</p> <p class="list-item-l1">(2) 当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をした場合は、速やかに当該許可の番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより許可情報の登録を行うものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>「他所蔵置許可通知書」(別紙様式N - 231号)を出力することができる。</p> <p>(2) 書類審査扱い(区分2)となった場合 <u>当該申請が書類審査扱いに選定されたときは、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」が配信され、税関官署の保税担当部門に「他所蔵置許可申請確認情報」が配信されるので、当該申請に係る審査においては、当該申請控情報を紙面に出力するとともに他所蔵置場所等の確認のため関係書類を提出させることにより審査するものとする。ただし、当該審査に当たって他所蔵置場所が明らかであることその他の事情により関係書類の提出の必要がないと認めるときは、その提出を省略させて差し支えない。</u> <u>なお、当該申請に係る審査が終了した場合は、その旨を航空システムに登録し、許可するものとする。この場合において、申請者に「他所蔵置許可通知情報」が配信されるので、当該申請者は、「他所蔵置許可通知書」を出力することができる。</u></p> <p><u>(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)</u></p> <p>1 - 3 申請者が、航空システムにAWB情報又は混載業者が発行する運送状(House Air Waybill。以下「HAWB」という。)の情報を登録済みの貨物(以下「貨物情報を有する貨物」という。)について、他所蔵置許可申請を書面で行おうとする場合は、当該申請を行う保税担当部門に「他所蔵置許可申請書」(税関様式C - 3000号)を提出することにより行わせ、当該申請書の余白に当該システム利用者の利用者コード及び当該許可を受けようとする貨物の貨物管理番号を記入させるものとする。この場合において、当該保税担当部門は、当該申請に係る許可をしたときは、速やかに当該貨物に係る当該許可の番号、貨物管理番号等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより他所蔵置場所の登録を行うものとする。</p> <p><u>(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)</u></p> <p>1 - 4 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、あらかじめ当該申請者から保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信させると</p>	

新旧対照表

新	旧
<p>ともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ保税担当部門に申し出させた上で、当該申請者に当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信させるものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p><u>(他所蔵置の許可の訂正又は取消し)</u></p> <p>1 - 5 申請者が、この節 1 - 1 (他所蔵置の許可の申請) の規定により受けた他所蔵置の許可について、当該許可事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節 1 - 1 の規定により再申請させるものとする。</p> <p>また、当該許可の取消しを行いたいとする場合も、あらかじめ当該申請者から「N A C C S 登録情報変更願」に「他所蔵置許可通知書」を添えて保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該許可を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。</p> <p>なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節 1 - 1 の規定により再申請せるものとする。</p>	
<p>第 3 節 輸出入貨物の搬出入</p> <p><u>(輸入貨物に係る貨物確認情報の登録)</u></p> <p>3 - 1 第 1 章第 2 節 2 - 1(積荷目録の提出) の規定により A W B 情報が登録された貨物 (U L D に収容された仮陸揚貨物は除く。) を航空システムを使用して貨物管理を行う保税地域 (<u>この章第 1 節 1 - 1 (他所蔵置の許可の申請) の規定により許可を受け、若しくは同節 1 - 3 (貨物情報を有する貨物に係る書面申請) の規定により登録された他所蔵置場所を含む。以下「システム内保税地域等」という。)</u> に搬入し蔵置する場合は、当該システム内保税地域等の被許可者又は貨物管理者 (以下「倉主等」という。) に、当該貨物の搬入時に A W B 番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより貨物確認情報の登録を行わせるものとする。</p>	<p>第 3 節 輸出入貨物の搬出入</p> <p><u>(輸入貨物に係る貨物確認情報の登録)</u></p> <p>3 - 1 第 1 章第 2 節 2 - 1(積荷目録の提出) の規定により A W B 情報が登録された貨物 (U L D に収容された仮陸揚貨物は除く。) を航空システムを使用して貨物管理を行う保税地域 (<u>他所蔵置場所を含む。以下「システム内保税地域等」という。)</u> に搬入し蔵置する場合は、当該保税地域の被許可者又は貨物管理者 (以下「倉主等」という。) に、当該貨物の搬入時に A W B 番号等必要事項を航空システムに入力し、送信することにより貨物確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、当該登録は当該貨物を航空機から取卸後、最初に搬入し蔵置することとなつた保税地域の倉主等に行わせるものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>なお、当該登録は当該貨物を航空機から取卸後、最初に搬入し蔵置することとなったシステム内保税地域等の倉主等に行わせるものとする。</p> <p>(輸入貨物の搬出手入手続)</p> <p>3 - 4 システム内保税地域等における輸入貨物の搬出手入手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入確認情報の登録</p> <p>保税運送が行われた貨物（仮陸揚貨物及び他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物のうちULDで運送される貨物は除く。）が、システム内保税地域等に搬入された場合は、<u>倉主等に搬入貨物の個数、事故の有無等を確認させるとともに、その結果等必要事項を直ちに航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、<u>この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</u></p> <p>(2) 搬出確認情報の登録</p> <p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合（他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物、見本の一時持出許可を受けた貨物及び検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物を除く。）は、<u>倉主等に、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信されることにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、<u>この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</u></p> <p>(輸出貨物の搬出手入手続)</p> <p>3 - 5 システム内保税地域等における輸出貨物の搬出手入手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入確認情報の登録</p> <p>輸出しようとする貨物及び積戻ししようとする貨物、航空システムを使用しないで輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物及び仮陸揚貨物</p>	<p>(輸入貨物の搬出手入手続)</p> <p>3 - 4 システム内保税地域等における輸入貨物の搬出手入手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入確認情報の登録</p> <p>保税運送が行われた貨物（仮陸揚貨物及び他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物のうちULDで運送される貨物は除く。）が、システム内保税地域等に搬入された場合は、<u>当該システム内保税地域の倉主等は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果等必要事項を直ちに航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、<u>他所蔵置場所にあっては、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</u></p> <p>(2) 搬出確認情報の登録</p> <p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合（他空港向一括保税運送の承認を受けた貨物、見本の一時持出許可を受けた貨物及び検疫又は検査を受けるため一時的に搬出する貨物を除く。）は、<u>当該システム内保税地域の倉主等は、搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認し、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、<u>他所蔵置場所にあっては、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</u></p> <p>(輸出貨物の搬出手入手続)</p> <p>3 - 5 システム内保税地域等における輸出貨物の搬出手入手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1) 搬入確認情報の登録</p> <p>輸出しようとする貨物及び積戻ししようとする貨物、航空システムを使用しないで輸出許可又は積戻し許可を受けた貨物及び仮陸揚貨物</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(A W B が発行される貨物に限る。)がシステム内保税地域等に搬入された場合は、<u>倉主等に</u>、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認するとともに、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、<u>この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</u>の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</p> <p>(2) 搬出確認情報の登録</p> <p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合は、<u>倉主等に</u>、<u>搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認させるとともに</u>、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 航空システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合</p> <p>なお、<u>この章第1節1-3（貨物情報を有する貨物に係る書面申請）</u>の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</p> <p>（事故等情報の登録）</p> <p>3 - 6 システム内保税地域等の倉主等が、<u>貨物の搬出入時又は蔵置中等に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは</u>、<u>当該システム内保税地域等を管轄する税関官署の保税担当部門に当該事実について、航空システムに特殊貨物コード又は事故コードを入力し、送信することにより直ちに報告させるものとする。</u></p> <p>なお、税關において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な処置を行うものとする。</p>	<p>(A W B が発行される貨物に限る。)がシステム内保税地域等に搬入された場合は、<u>当該システム内保税地域の倉主等は</u>、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</p> <p>なお、<u>他所蔵置場所にあっては</u>、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</p> <p>(2) 搬出確認情報の登録</p> <p>システム内保税地域等から貨物を搬出する場合は、<u>当該システム内保税地域の倉主等は</u>、<u>搬出に先立ち、航空システムから配信される許可情報等に基づき貨物を確認し、その結果を航空システムに入力し、送信することにより搬出確認情報の登録を行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合については当該登録の対象外とする。</u></p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 航空システムの対象となっている他の税関空港で搭載する仮陸揚貨物で、当該空港までの保税運送承認を受けた貨物を搬出する場合</p> <p>なお、<u>他所蔵置場所にあっては</u>、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</p> <p>（事故等情報の登録）</p> <p>3 - 6 システム内保税地域の倉主等が貨物の搬出入時又は蔵置中等に、銃砲刀剣類、麻薬類等の特殊貨物又は事故貨物を発見したときは、<u>当該保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門に当該事実についての報告を、航空システムに特殊貨物コード又は事故コードを入力し、送信することにより直ちに行わせるものとする。</u></p> <p>なお、税關において当該報告を受けたときは、必要に応じ倉主等の立会いのもと事故状況等を確認し、必要な処置を行うものとする。</p>
第3章 保税運送	第3章 保税運送
第3節 保税運送の到着確認	第3節 保税運送の到着確認

新旧対照表

新	旧
<p>(保税運送の到着確認)</p> <p>3 - 1 航空システムにより保税運送の承認を受けた貨物が運送先に到着したときの到着確認の手続は、次による。</p> <p>(1) 運送先がシステム内保税地域等の場合</p> <p><u>貨物が運送先に到着したときに倉主等が行う搬入手続は、第2章第3節3 - 4(輸入貨物の搬出手続)の(1)又は3 - 5(輸出貨物の搬出手続)の(1)により搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、同章第1節1 - 3(貨物情報を有する貨物に係る書面申請)の規定により登録された他所蔵置場所については、当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門が登録を行うものとする。</u></p> <p>(2) その他の場合</p> <p><u>貨物が運送先に到着したときの倉主等が行う搬入手続及び税関が行う到着確認は、関税法基本通達63 - 13(運送貨物の到着の確認)の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、「保税運送承認通知書(到着確認用)」の提出に関しては、同項の規定にかかわらず、到着地税關に提出するものとし、発送地税關への提出を要しないこととする。</u></p> <p><u>また、到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書(到着確認用)」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。ただし、到着地税關が航空システム対象官署でない場合には、運送申告者に、当該到着地税關において到着確認を受けた上で、発送地税關に提出させるものとする。</u></p>	<p>(保税運送の到着確認)</p> <p>3 - 1 航空システムにより保税運送の承認を受けた貨物が運送先に到着したときの到着確認の手続は、次による。</p> <p>(1) <u>運送先がシステム内保税地域の場合</u></p> <p><u>到着地の保税地域の倉主等に、第2章第3節3 - 4(輸入貨物の搬出手続)の(1)又は同節3 - 5(輸出貨物の搬出手続)の(1)により搬入確認情報の登録を行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>運送先がシステム内他所蔵置場所の場合</u></p> <p><u>当該他所蔵置の許可を受けた者に「保税運送承認通知書」に基づき、到着貨物の異常の有無を確認させ、その結果を当該他所蔵置場所を管轄する税関官署の保税担当部門に連絡させるものとする。</u></p> <p><u>当該保税担当部門は、当該他所蔵置の許可を受けた者からの連絡により他所蔵置場所への搬入を確認したときは、第2章第3節3 - 4(輸入貨物の搬出手続)の(1)又は同節3 - 5(輸出貨物の搬出手続)の(1)により搬入確認情報の登録を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>運送先がシステム外保税地域(他所蔵置場所を含む。)の場合</u></p> <p><u>到着地の保税地域を管轄する税関官署の保税担当部門は、運送申告者から提出された「保税運送承認通知書(到着確認用)」に基づき、航空システムに保税運送申告番号等必要事項を入力し、送信することにより到着確認情報の登録を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、航空システムにより到着確認が行えない税関官署における運送貨物の到着確認は、関税法基本通達63 - 13(運送貨物の到着の確認)の規定に準ずる。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>第4章 輸出通関関係</p> <p>第1節 輸出申告</p> <p><u>(輸出申告時の輸出申告控等の提出)</u></p> <p>1 - 4 輸出申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告については、当該配信された情報の輸出申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他必要な書類(以下この章において「関係書類等」という。)に輸出申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸出申告については、当該輸出申告控情報を「輸出申告控」(別紙様式N-141号)として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税関官署の通關担当部門(以下この節及び次節において「通關担当部門」という。)に提出させるものとする。ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に仕入書情報(「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵関第245号)記3(1)の規定による包括事前審査の適用を受け、簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告に係るものに限る。)を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)を当該月の翌月5日(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)までに提出した場合における当該輸出申告に係る<u>関係書類等</u>については、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 提出書類 輸出申告控 1部(<u>簡易審査扱い(区分1)のものを除く。</u>) 関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税關に提出すべきものとされている<u>関係書類等</u>(免税等関係書類、他法令による許可・承認証等) なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節1-5(検査の指定)に規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。</p>	<p>第4章 輸出通關関係</p> <p>第1節 輸出申告</p> <p><u>(輸出申告控等の提出)</u></p> <p>1 - 4 輸出申告が航空システムにより受理され、通關業者等に「輸出申告控情報」(簡易審査扱い(区分1))の場合は「輸出許可通知情報兼輸出申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、当該輸出申告控情報を「輸出申告控」(別紙様式N-141号)(<u>簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸出許可通知書兼輸出申告控」(別紙様式N-141号)</u>)以下この節において同じ。)として出力させ、仕入書等の必要書類を添付して、次に定めるところにより、輸出申告を行った税關官署の通關担当部門(以下この節及び次節において「通關担当部門」という。)に提出させるものとする。ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に仕入書情報(「包括事前審査制度について」(平成12年3月31日蔵關第245号)記3(1)の規定による包括事前審査の適用を受け、簡易審査扱い(区分1)となった輸出申告に係るものに限る。)を記録し、当該仕入書情報に係る輸出許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)を当該月の翌月5日(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)までに提出した場合における当該輸出申告に係る<u>仕入書</u>及び「<u>輸出申告控</u>」については、この限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 提出書類 輸出申告控 1部 関税法その他関税に関する法令の規定により、輸出申告に際して税關に提出すべきものとされている<u>仕入書</u>その他の書類(免税等関係書類、他法令による許可・承認証等) なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節1-5(検査の指定)に規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。</p>

新旧対照表

新	旧
第2節 輸出許可後の訂正	第2節 輸出許可後の訂正
<p><u>(輸出許可後の船名、数量等変更申請控等の提出)</u></p> <p>2 - 2 前項(2)の規定により通関業者等に「船名、数量等(輸出許可内容)変更控申請情報」が配信された場合は、<u>審査区分が簡易審査扱い(区分1)</u>となった船名、数量等変更申請については、当該配信された情報の船名、数量等変更申請に係る関係書類等に船名、数量等変更申請番号等を付記して、<u>審査区分が書類審査扱い(区分2)</u>となった船名、数量等変更申請については、当該申請控情報を「船名、数量等(輸出許可内容)変更申請控」(別紙様式N-387号)として出力させ、<u>関係書類等</u>を添付して、船名、数量等変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控に表示されている通關担当部門に提出させるものとする。</p>	<p><u>(船名、数量等変更申請控の提出)</u></p> <p>2 - 2 前項(2)の規定により通關業者等に「船名、数量等(輸出許可内容)変更控申請情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「船名、数量等(輸出許可内容)変更申請控」(別紙様式N-387号)(<u>審査区分が簡易審査扱い(区分1)</u>の場合は「<u>輸出許可内容変更通知書</u>」(別紙様式N-388号))として出力させ、<u>関係書類</u>を添付して、船名、数量等変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に、当該申請控に表示されている通關担当部門に提出させるものとする。</p>
<u>第6節 原本情報の訂正</u>	(新設)
<p><u>(原本情報の訂正登録)</u></p> <p>6 - 1 航空システムにより許可された輸出申告等について、<u>申告内容の訂正が行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</u></p>	
第5章 輸入通關關係	第5章 輸入通關關係
第1節 輸入申告	第1節 輸入申告
<p><u>(輸入申告時の輸入申告控等の提出)</u></p> <p>1 - 4 前項の規定により通關業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、<u>審査区分が簡易審査扱い(区分1)</u>となった輸入申告については、当該配信された情報の輸入申告に係る仕入書又はこれに代わる書類その他課税価格の決定のための必要な関係書類(以下この章において「<u>関係書類等</u>」という。)に輸入申告番号等を付記して、<u>審査区分が書類審査扱い(区分2)</u>又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸入申告については、当該輸入申告控情報を「輸入(納稅)</p>	<p><u>(輸入申告控等の提出)</u></p> <p>1 - 4 前項の規定により通關業者等に「輸入申告控情報」(審査区分が簡易審査扱い(区分1)の場合は、「輸入許可通知情報」。以下この項において同じ。)が配信されたときは、当該輸入申告控情報を「輸入(納稅)申告控(内國消費稅等課稅標準數量等申告控兼用)」(別紙様式N-131号)(簡易審査扱い(区分1)の場合は「輸入許可通知書」(別紙様式N-321号))(以下「<u>輸入申告控</u>」という。)として出力させ、<u>仕入書等の必要書類</u>を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税關官署の通關担当部門(以下本節において「<u>通關擔當部門</u>」という。)に提出させるものとす</p>

新旧対照表

新	旧																																																												
<p>申告控(内国消費税等課税標準数量等申告控兼用)」(別紙様式N-131号)(以下「輸入申告控」という。)として出力させ、<u>関係書類等</u>を添付して、次に定めるところにより、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門(以下本節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。</p> <p>ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達68-3-2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報(簡易申告扱い(区分1)となった輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月5日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び<u>関係書類等</u>については、この限りでない。</p> <p>(1) (省略) (2) 提出書類 輸入申告控の提出部数は、次表のとおりとする。</p>	<p>る。</p> <p>ただし、あらかじめ税關において、動作確認及びデータ項目確認を受けた電子的記録媒体(データの訂正、削除ができない読み出し専用のものに限る。)に、関税法基本通達68-3-2(2)口の規定による社内帳票等に相当する情報(簡易申告扱い(区分1)となった輸入申告に係るものに限る。以下「社内帳票情報」という。)を記録し、当該社内帳票情報に係る輸入許可の日が属する月ごとにまとめて1枚(1枚に記録できない場合は複数枚)に記録し、これを当該月の翌月5日(その日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日)までに提出した場合における当該輸入申告に係る社内帳票等及び「<u>輸入許可通知書</u>」については、この限りでない。</p> <p>(1) (同左) (2) 提出書類 輸入申告控の提出部数は、次表のとおりとする。</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税関控</th> <th>会計検査院用</th> <th>調査通知用</th> <th>保税通知用</th> <th>合計部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上</td> <td>(注1)</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>1又は2</td> </tr> <tr> <td>減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの</td> <td>(注1)</td> <td>(注2)</td> <td>—</td> <td></td> <td>1~3</td> </tr> <tr> <td>減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの</td> <td>(注1)</td> <td>(注2)</td> <td>(注1)</td> <td></td> <td>0~3</td> </tr> <tr> <td>上記~以外のもの</td> <td>(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0又は1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)区分1(簡易審査扱い)の場合は不要 (注2)関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について 100万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合に必要</p> <p>なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第15条(石油石炭税の特例納付)の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を1部追加する。</p> <p>関税法その他関税等に関する法令により、輸入申告に際して税關に提出すべきものとされている<u>関係書類等</u>(原産地証明書、免税等</p>	区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数	有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上	(注1)	—			1又は2	減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	(注1)	(注2)	—		1~3	減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの	(注1)	(注2)	(注1)		0~3	上記~以外のもの	(注1)				0又は1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税関控</th> <th>会計検査院用</th> <th>調査通知用</th> <th>保税通知用</th> <th>合計部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの</td> <td>—</td> <td>(注)</td> <td>—</td> <td></td> <td>2又は3</td> </tr> <tr> <td>減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの</td> <td>—</td> <td>(注)</td> <td></td> <td>—</td> <td>2又は3</td> </tr> <tr> <td>上記~以外のもの</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について 100万円以上の税額を軽減し、又は免除する場合</p> <p>なお、石油石炭税法(昭和53年法律第25号)第15条(石油石炭税の特例納付)の規定に係る輸入申告の場合は、納税地税関送付用を1部追加する。</p> <p>関税法その他関税等に関する法令により、輸入申告に際して税關に提出すべきものとされている<u>仕入書</u>その他の書類(原産地証明書、</p>	区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数	有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上	—	—			2	減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	—	(注)	—		2又は3	減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの	—	(注)		—	2又は3	上記~以外のもの	—				1
区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数																																																								
有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上	(注1)	—			1又は2																																																								
減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	(注1)	(注2)	—		1~3																																																								
減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの	(注1)	(注2)	(注1)		0~3																																																								
上記~以外のもの	(注1)				0又は1																																																								
区分	税関控	会計検査院用	調査通知用	保税通知用	合計部数																																																								
有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上	—	—			2																																																								
減免税品の場合で、事後確認又は他関通知用を必要とするもの	—	(注)	—		2又は3																																																								
減免税品の場合で、保税部門に通知を必要とするもの	—	(注)		—	2又は3																																																								
上記~以外のもの	—				1																																																								

新旧対照表

新	旧																								
<p>関係書類、他法令による許可・承認書等) なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節1-5(検査の指定)のに規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 輸入(引取)申告</p> <p>(輸入(引取)申告控等の提出)</p> <p>2-4 前項の規定により、通関業者等に「輸入(引取)申告控情報」が配信されたときは、<u>審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった輸入(引取)申告</u>については、当該配信された情報の輸入(引取)申告に係る関係書類等に輸入(引取)申告番号等を付記して、<u>審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった輸入(引取)申告</u>については、当該輸入(引取)申告控情報を必要に応じて「輸入(引取)申告控」(別紙様式N-136号)として出力させ、次に定めるところにより、<u>関係書類等</u>を添付して、<u>輸入(引取)申告</u>を行った税関官署の通關担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(1) (省略) (2) 提出書類 提出を要する書類は、次表の区分に応じた書類とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">輸入(引取) 申告控</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">仕入書</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、法令の規定により税關長の承認を受けたときに内国消費税を免除</p>	区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類	簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>免税等関係書類、他法令による許可・承認書等) なお、審査区分が検査場検査扱い(区分4)となった場合は、この節1-5(検査の指定)のに規定する「検査指定票(申告書用)」及び「検査指定票(運搬用)」を併せて提出させる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 輸入(引取)申告</p> <p>(輸入(引取)申告控等の提出)</p> <p>2-4 前項の規定により通關業者等に「輸入(引取)申告控情報」が配信されたときは、当該輸入(引取)申告控情報を必要に応じて「輸入(引取)申告控」(別紙様式N-136号)として出力させ、次に定めるところにより、<u>必要書類</u>を添付して、<u>輸入(引取)申告</u>を行った税關官署の通關担当部門に提出させるものとする。</p> <p>(1) (同左) (2) 提出書類 提出を要する書類は、次表の区分に応じた書類とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">輸入(引取) 申告控</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">仕入書</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/> <u>(注)</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 提出書類には、<u>輸入(引取)申告番号、利用者コード及び利用者名(通關業者等名)</u>を記載させる。</p> <p>なお、法令の規定により税關長の承認を受けたときに内国消費税を免除</p>	区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類	簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <u>(注)</u>	書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類																						
簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																						
書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																						
区分	輸入(引取) 申告控	仕入書	関税法以外の法令の規定により輸入(引取)申告の際に税關に提出すべきものとされている書類																						
簡易審査扱い(区分1)の場合(関税法基本通達67-3-4(輸入申告書の添付書類)の(1)又は(2)に規定する書類の提出が必要となる場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <u>(注)</u>																						
書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																						

新旧対照表

新	旧
<p>することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入(引取)申告を行う前に提出させることとする。</p> <p>第5節 蔽入・移入・総保入承認申請及び展示等申告</p> <p><u>(蔽入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録)</u></p> <p>5 - 1 蔽入承認申請、移入承認申請若しくは総保入承認申請又は展示等申告(これらの申請又は申告にあわせて行う保税運送申告を含む。)(以下「<u>蔽入等承認申請等</u>」といふ。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「<u>通関業者等</u>」といふ。)が航空システムを使用して<u>蔽入等承認申請等</u>を行う場合は、<u>これに先立ち申請者、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、蔽入等承認申請等の申請事項又は申告事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(蔽入等承認申請等)</u></p> <p>5 - 2 通関業者等が航空システムを使用して<u>蔽入等承認申請等</u>を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信されることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び<u>蔽(移・総保)入承認申請番号等</u>を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、<u>蔽入等承認申請等</u>(関税法第2条第1項第10号(機用品の定義)に規定する機用品について<u>蔽入承認申請</u>を行う場合(以下この節において「<u>機用品蔽入承認申請</u>」といふ。)を除く。)に当たっては、この章第1節1 - 2(輸入申告)ただし書及びなお書の規定を準用する。</p> <p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u></p> <p>5 - 3 <u>蔽入等承認申請等</u>が航空システムにより受理されたときは、<u>当該蔽入等承認申請等</u>について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった<u>蔽入等承認申請等</u>については、<u>蔽入等承認申請等</u>後直ちに承認が行われ、通関業者等に「<u>蔽入承認通知情報</u>」(機用品蔽入承認申請の場合は、「<u>機用品蔽入承認申</u></p>	<p>することとされている貨物について、免除を受けるための申請書は輸入(引取)申告を行う前に提出させることとする。</p> <p>第5節 蔽入・移入・総保入承認申請</p> <p><u>(蔽(移・総保)入承認申請事項の登録)</u></p> <p>5 - 1 蔽入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請(これらの申請にあわせて行う保税運送も含む。)(以下「<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>」といふ。)を行う者又はその代理人である通関業者(以下この節において「<u>通関業者等</u>」といふ。)が航空システムを使用して<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>を行う場合は、<u>当該蔽(移・総保)入承認申請</u>に先立ち申請者、数量、価格等の必要事項を航空システムに入力させ、<u>蔽(移・総保)入承認申請事項の登録</u>を行わせるものとする。</p> <p><u>(蔽(移・総保)入承認申請)</u></p> <p>5 - 2 通関業者等が航空システムを使用して<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>を行う場合は、前項の規定により登録された申請事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して送信されることにより、又は事前に行われた前項の規定による申請事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び<u>蔽(移・総保)入承認申請番号等</u>を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>(関税法第2条第1項第10号(機用品の定義)に規定する機用品について<u>蔽入承認申請</u>を行う場合(以下この節において「<u>機用品蔽入承認申請</u>」といふ。)を除く。)に当たっては、この章第1節1 - 2(輸入申告)ただし書及びなお書の規定を準用する。</p> <p><u>(審査区分選定及び関係情報の配信)</u></p> <p>5 - 3 <u>蔽(移・総保)入承認申請</u>が航空システムにより受理されたときは、<u>当該蔽(移・総保)入承認申請</u>について審査区分の選定等の処理が行われるとともに、通関業者等に次に定める情報が配信される。</p> <p>(1) 審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>については、<u>蔽(移・総保)入承認申請</u>後直ちに<u>蔽(移・総保)入承認</u>が行われ、通関業者等に「<u>蔽入承認通知情報</u>」(機用品蔽入承認申請の場合</p>

新旧対照表

新	旧																								
<p>請通知情報（保税運送承認通知情報）兼申告控情報」)「移入承認通知情報」若しくは「総保入承認通知情報」又は「展示等承認通知情報」（以下「蔵入等承認通知情報」という。）が配信される。</p> <p>(2) 審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵入等承認申請等については、「蔵入承認申請控情報」（機用品蔵入承認申請の場合は、「機用品蔵入承認通知情報兼申請控情報」又は「機用品蔵入承認申請控情報」）「移入承認通知情報」「総保入承認申請控情報」又は「展示等申告控情報」（以下「蔵入等承認申請等控情報」という。）が配信される。</p> <p><u>（蔵入等承認申請等控の提出）</u></p> <p>5 - 4 前項の規定により通関業者等に「蔵入等承認申請等控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵入等承認通知情報」）が配信されたときは、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった蔵入等承認申請等については、当該配信された情報の蔵入等承認申請等に係る関係書類等に蔵入等承認申請等の申請番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵入等承認申請等については、当該申請控情報を「蔵入等承認申請等控」として出力させ、関係書類等を添付して、この章第1節1-4（輸入申告時の輸入申告控等の提出）の規定に準じて、これを蔵入等承認申請等を行った税関官署の通關担当部門に（当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して）提出させるものとする。</p>	<p>は、「機用品蔵入承認申請通知情報（保税運送承認通知情報）兼申告控情報」)「移入承認通知情報」又は「総保入承認通知情報」（以下「蔵（移・総保）入承認通知情報」という。）が配信される。</p> <p>(2) 審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった蔵（移・総保）入承認申請については、「蔵入承認申請控情報」（機用品蔵入承認申請の場合は、「機用品蔵入承認通知情報兼申請控情報」又は「機用品蔵入承認申請控情報」）「移入承認通知情報」及び「総保入承認申請控情報」（以下「蔵（移・総保）入承認申請控情報」という。）が配信される。</p> <p><u>（蔵（移・総保）入承認申請控等の提出）</u></p> <p>5 - 4 前項の規定により通關業者等に「蔵（移・総保）入承認申請控情報」（審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵（移・総保）入承認通知情報」）が配信されたときは、当該申請控情報を「蔵（移・総保）入承認申請控」（機用品蔵入承認申請の場合は「機用品蔵入承認申請控」又は審査区分が簡易審査扱い（区分1）の場合は、「蔵（移・総保）入承認通知書」（機用品蔵入承認申請の場合は「機用品蔵入承認通知書」）以下この項において同じ。）として出力させ、次表に掲げる提出部数の「蔵（移・総保）入承認申請控」に仕入書等の必要書類を添付して、この章第1節1-4（輸入申告控等の提出）の規定に準じて、これを蔵入・移入・総保入承認申請を行った税關官署の通關担当部門に提出させるものとする。</p>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">税關控</th> <th style="width: 15%;">保 稅 通知用</th> <th style="width: 15%;">託送用</th> <th style="width: 15%;">合 計 部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">蔵 入 申 請 承 認</td> <td style="padding: 5px;">運送兼用のも の</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">—</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">上記 以外の もの</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">移入承認申請控（運送兼用のも の）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">総保入承認申請控（運送兼用の もの）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税關控	保 稅 通知用	託送用	合 計 部 数	蔵 入 申 請 承 認	運送兼用のも の	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	上記 以外の もの	<input type="radio"/>		1	移入承認申請控（運送兼用のも の）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3	総保入承認申請控（運送兼用の もの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3
区 分	税關控	保 稅 通知用	託送用	合 計 部 数																					
蔵 入 申 請 承 認	運送兼用のも の	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																					
	上記 以外の もの	<input type="radio"/>		1																					
移入承認申請控（運送兼用のも の）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3																					
総保入承認申請控（運送兼用の もの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3																					

新旧対照表

新	旧
<p>(検査の指定)</p> <p>5 - 5 蔵入等承認申請等の審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合の取扱いについては、この章第1節1 - 5(検査の指定)の規定を準用する。</p>	<p>(検査の指定)</p> <p>5 - 5 蔵(移・総保)入承認申請の審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった場合の取扱いについては、この章第1節1 - 5(検査の指定)の規定を準用する。</p>
<p>(蔵入等承認申請等の訂正)</p> <p>5 - 6 蔵入等承認申請等の後、当該蔵入等承認申請等に係る承認までの間に申請内容又は申告内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、この章第1節1 - 6(輸入申告の訂正)の規定を準用する。</p>	<p>(蔵(移・総保)入承認申請の訂正)</p> <p>5 - 6 蔵(移・総保)入承認申請の後、当該蔵(移・総保)入承認申請に係る蔵(移・総保)入承認までの間に申請内容に誤りがあったため訂正する場合の手続については、この章第1節1 - 6(輸入申告の訂正)の規定を準用する。</p>
<p>(審査終了の登録)</p> <p>5 - 7 蔵入等承認申請等の審査終了の登録については、この章第1節1 - 7(審査終了の登録)の規定を準用する。</p> <p><u>この場合において、展示等申告に係る蔵入等承認申請等については、展示等を行おうとする貨物が保税展示場への搬入が認められない貨物である場合には、当該蔵入等承認申請等を不承認とする旨の登録を行うものとする。</u></p>	<p>(審査終了の登録)</p> <p>5 - 7 蔵(移・総保入)承認申請の審査終了の登録については、この章第1節1 - 7(審査終了の登録)の規定を準用する。</p>
<p><u>第9節 原本情報の訂正</u></p> <p>(原本情報の訂正登録)</p> <p>9 - 1 航空システムにより許可又は承認された輸入申告等について、修正申告(マニュアルによる修正申告に限る。)更正及び申告内容の訂正が行われた場合には、航空システムの原本情報の訂正登録を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>

新旧对照表

新							旧		
紙様式 N-131 号 展示等申告控							(新設)		
代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	戻置場所	申告番号		
								申告予定年月日	
参加者 住所 電話 代理人								通関コード	
仕出人名 住所 輸出の委託者									
AWB番号 積載機名 取扱港	MAWB番号 入港年月日 積出地		貨物個数 貨物重量	個					
調査用符号 貿易管理令 [] 輸入承認証 [] 支払手段等 [] 関税率70条開籍手可承認 共同管理番号 食品 植物 動物 他去承認等番号 (1) (2) (3) (4) (5)	仕入書価格 運賃 保険 通関金額 評価 補正 BPR合計 仕入書番号 原産地證明 特惠用 [] 協定用 [] その他 [] 包括審査 废棄申告 [] 書類監査21-1-5 [] 消費税有無 [] 内容点検確認書1 [] 2 [] 3 [] 貨物取扱届 []		計算方式 []						
たばこ登録									
通貨レート 総保入先 記事1 記事2 税課記入欄		構成	枚	欄					
		社内整理番号 利用者整理番号							
		審査印	審査印						

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">展示等申告控</p> <p>別紙様式 N-131 号</p> <p>(新設)</p> <p>代表税番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔵置場所 申告番号</p> <p>< 欄> 品名 税表番号 申告価格(CIF)</p> <p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税特票售数量</p> <p>単価基準[]</p> <p>関税率</p> <p>特惠[] 実績有[] 輸入令別表 BPR按分係数 BPR金額 原産地 使用[] 運賃安分[]</p> <p>- 内国消費税等(1) 課税特票售額</p> <p>種別 課税特票售数量</p> <p>税率</p> <p>- 内国消費税等(2) 課税特票售額</p> <p>種別 課税特票售数量</p> <p>税率</p> <p>- 内国消費税等(3) 課税特票售額</p> <p>種別 課税特票售数量</p> <p>税率</p> <p>< 欄> 品名 税表番号 申告価格(CIF)</p> <p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税特票售数量</p> <p>単価基準[]</p> <p>関税率</p> <p>特惠[] 実績有[] 輸入令別表 BPR按分係数 BPR金額 原産地 使用[] 運賃安分[]</p> <p>- 内国消費税等(1) 課税特票售額</p> <p>種別 課税特票售数量</p> <p>税率</p> <p>- 内国消費税等(2)</p> <p>種別</p>	

新旧対照表

新	旧
課税標準額	課税標準数量
税率	
- 内国消費税等(3) 課税標準額	種別 課税標準数量
税率	

新旧対照表

新	旧																																																
<p style="text-align: center;">展示等申告控</p> <p style="text-align: center;">別紙様式 N-131 号</p> <p>代表税番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 蔽置場所 申告番号</p> <p>< 欄></p> <table> <tr> <td>品名</td> <td>品目番号</td> <td>単価備考[]</td> </tr> <tr> <td>税表番号</td> <td>数量(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告価格(CIF)</td> <td>数量(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税税率</td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>関税率</p> <table> <tr> <td></td> <td>特惠[]実費有[]</td> <td>輸入令別表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BPR換算係数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>BPR金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原産地</td> <td>使用[]運賃安分[]</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(1) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(2) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(3) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(4) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(5) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table> <p>- 内国消費税等(6) 課税税率</p> <table> <tr> <td>税率</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税票售数量</td> </tr> </table>	品名	品目番号	単価備考[]	税表番号	数量(1)		申告価格(CIF)	数量(2)			課税税率	課税票售数量		特惠[]実費有[]	輸入令別表		BPR換算係数			BPR金額			原産地	使用[]運賃安分[]	税率	種別		課税票售数量	(新設)																				
品名	品目番号	単価備考[]																																															
税表番号	数量(1)																																																
申告価格(CIF)	数量(2)																																																
	課税税率	課税票售数量																																															
	特惠[]実費有[]	輸入令別表																																															
	BPR換算係数																																																
	BPR金額																																																
	原産地	使用[]運賃安分[]																																															
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																
税率	種別																																																
	課税票售数量																																																

新旧対照表

新		旧	
		(新設)	
他所蔵置許可申請控			
あて先税關	区分	許可申請番号	申請年月日
申請者 住所 電話			
輸出入者 住所			
貨物の区分 A W B 番号	便名	到着年月日	
品名			
品目番号			
個数	重量		
申請期間	から	まで	
他所蔵置場所 名称 住所	指定コード		
申請事由 記事(税関用) 記事(申請者用) 記事(その他)			
積卸期間 積卸場所	から	まで	

新旧対照表

新		旧	
		(新設)	
他所蔵置許可通知書			
あて先税関	区分	許可申請番号	申請年月日
申請者 住所 電話			
輸出入者 住所			
貨物の区分 A W B 番号	便名	到着年月日	
品名			
品目番号			
個数	重量		
申請期間	から	まで	
他所蔵置場所 名称 住所	指定コード		
申請事由 記事（税関用） 記事（申請者用） 記事（その他）			
積卸期間	から	まで	
積卸場所			
〔税関通知欄〕 関税法第30条第1項第2号の規定により、あなたが申請した貨物の他所蔵置を許可します。			
許可年月日			

新旧对照表